

## ●香川県告示第242号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年7月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) 東山魁夷せとうち美術館における観光券による利用に係る観覧料</p> <p>(25)～(44) 略</p> <p><u>(45) 栗林公園の使用料のうち次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 国又は地方公共団体が納付する使用料のうち前納が困難であるもの</u></p> <p><u>イ 香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）別表第3第1号</u></p> <p><u>又は第2号に規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料及び同表第3号に規定する使用料</u></p> <p><u>ウ 観光券による利用に係る入園料</u></p> <p><u>エ 映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために利用する場合の入園料のうち前納が困難であるもの</u></p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>栗林公園及び東山魁夷せとうち美術館における観光券による利用に係る入園料又は観覧料</u></p> <p>(25)～(44) 略</p>

### 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。